

取引の適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

当社は「経営理念」及び「行動指針」に則り、2024年4月2日に公布された「LPガスの商慣行是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を遵守することを宣言します。

【経営理念】

島原 G エナジー株式会社は、「安心・安全」「信頼」「貢献」を基本理念とし、エネルギーと暮らしサービスの提供を通じ、お客さまと地域社会から信頼を頂き、島原地域に根差した総合エネルギーサービス企業であり続けます。

【行動指針】

1. 私たちは、常に安心・安全を基本として、お客さまにエネルギーと暮らしサービスをお届けします。
2. 私たちは、専門家として技術の習得に努め、創意工夫をもって、お客さまに誠実・正確・迅速にエネルギーと暮らしサービスをお届けします。
3. 私たちは、地域とお客さまへの感謝の気持ちをもち、地域とお客さまから常に学ぶことを心がけます。
4. 私たちは、一人ひとりを尊重するとともにお互いに助け合い、相互に成長し続けます。
5. 私たちは、法令およびその精神を遵守し、公正な企業活動を行います。

〈参考〉島原 G エナジー 経営理念 行動指針

<http://www.shimaene.co.jp/company.html>

〈参考〉改正省令の概要

1. 過大な営業行為の制限
 - (1) 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
 - (2) LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止
2. 三部料金制の徹底
 - (1) 「基本料金」、「従量料金」及び「設備料金」からなる三部料金制の徹底
 - (2) LPガス料金へLPガス機器以外の設備費用の計上禁止
 - (3) 賃貸向けLPガス料金へLPガス機器等の設備費用の計上禁止
3. LPガス料金等の情報提供
 - 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務
 - (入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)

当社は、コンプライアンス遵守の下、これからも地域のお客さまに親しまれ、信頼される企業を目指してまいります。

2024年5月31日

島原 G エナジー株式会社